

平成27年1月26日開催

## 新庄市農業委員会第8回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年1月）議事録

1. 開催日時 平成27年1月26日（木）午後3時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（19名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
8番	今田 則雄	10番	清水 清秋
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤喜代志	14番	今田 栄二
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

#### 4. 欠席した委員（2名）

7番 伊藤 忠男      9番 畠腹 銀蔵

#### 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 4 議案第32号 農用地利用集積計画について  
日程第 5 議案第33号 農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による  
選挙人名簿登載申請書について  
日程第 6 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 7 報告第17号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第8回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は14名、欠席通告者は、萩野地区の畠腹銀蔵委員、八向地区の伊藤忠男委員の2名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第8回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番の海藤芳正委員と12番の柏倉嘉門委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区2番までの9件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番について、1月19日に調査しましたところ、△△さんと△△くんは同一世帯であり、経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定でありますので問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番についてですが、1番と同様に経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定でありますので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄3番についてですが、△△さんと△△くんは親子関係であり、経営移譲のための使用貸借権の再設定でありますので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区4番ですが、1月21日に調査しました。同一世帯においての長男の妻への贈与ということで問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄5番についてですが、1月21日に調査しました。△△さんと△△さんは親子関係であり、同一世帯、経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定でありますので問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟1番についてですが、1月21日に調査しました結果、△△さんが一人暮らしになったため、△△さんをお願いしたそうです。また賃借料についてですが、未整理田のためそれを考慮した価格になっております。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟2番について、1月21日に調査した結果、△△さんと△△さんは同一世帯で、経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定でありますので、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番について1月20日に調査確認したところ、親子関係で使用貸借権の再設定でありますので、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区2番について、1月21日に調査確認の結果、親子関係であり同一世帯でしたので問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第30号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第30号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第31号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第31号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番から八向地区1番までの3件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第31号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番について、1月19日に調査、確認しました。賃借人の△△さんが体調不良で農業をできなくなったという理由での解約です。農地については隣接する農地の耕作者が耕作するとのことですので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番について、1月21日に調査確認をした結果、問題ありませんのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番について報告いたします。1月21日に調査した結果、事由は詳細のとおりであり、また次の借り手も見つかっているとのことであり、なんら問題ありませんのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第31号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第31号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第32号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第32号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区7番までの41件につきまして、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

**(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)**

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定6件、賃借権移転

9件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第32号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第32号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋真委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、次に日程第5、議案第33号農業委員会等に関する法律第3条の規定による選挙人名簿登載申請書についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第33号農業委員会等に関する法律第3条の規定による選挙人名簿登載申請書について、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上であります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまのご説明を聞いて、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第33号農業委員会等に関する法律第3条の規定による選挙人名簿登載申請書については、原案のとおり決することに



ご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号農業委員会等に関する法律第3条の規定による選挙人名簿登載申請書については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの8件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、8件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第17号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第17号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、萩野地区1件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第17号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第17号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年1月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

海藤 芳正

議事録署名委員

柏倉 嘉門